

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）議事録

■日時 令和元年6月21日（金）午後3時30分～午後4時53分

■場所 都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

審議

- (1) 「（仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議
⇒ 大気汚染、悪臭及び電波障害について審議を行い、大気汚染に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。
- (2) 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第3回）

速 記 録

令和元年6月21日（金）

都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、そしてお暑い中御出席賜り、まことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 12 名のうち、7 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

本日はペーパーレス会議で進めさせていただきます。本日の審議資料をお手元のタブレット端末にてご覧いただきますので、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

また、アセス図書につきましては、机の上に御用意しておりますものをご覧いただければと存じます。

なお、本日の資料につきましては、後日メールで送付させていただきます。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本第二部会長 では、ただいまから第二部会を開催いたします。本日の部会はペーパーレス会議となります。委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、会議次第にありますように、「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議及び総括審議と「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

○坂本第二部会長 それでは、「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、大気汚染について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、タブレットをこちらのほうで操作しますので、操作したページをご覧いただきたいと思っております。

資料 1-1、第二部会資料、「(仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」、環境影響評価の項目、大気汚染となります。

現況調査、予測、環境保全のための措置、評価について、環境影響評価書案の図書で説明させていただきたいと思えます。

では、図書の 51 ページをお開きいただけますでしょうか。大気汚染というところでございます。

現況調査。大気汚染の現況調査の調査項目及び選択理由は、表 8. 1-1 に示すとおりとしてございます。

では、53 ページにお進みいただきたいと思えます。図 8. 1-1 大気汚染等既存資料調査地点図となっております。一般環境大気測定局（地点 a～c）、自動車排出ガス測定局（地点 d～h）を既存資料の調査地点としてございます。

56 ページにお進みください。こちらの図が大気汚染等現地調査地点図となります。四角で凡例で示しておりますけれども、一般環境大気調査地点、公定法・簡易法の調査地点 A を現地調査地点としてございます。

60 ページにお進みください。調査結果となります。

大気質の状況、既存資料調査の結果となります。計画地周辺における一般局及び自排局の大気質の状況ですが、二酸化窒素については、一般局、自排局の日平均値を環境基準と比較すると、全ての測定局で環境基準を達成しております。浮遊粒子状物質（SPM）については、一般局、自排局とも、環境基準と比較すると、全ての測定局で環境基準を達成してございます。

では、63 ページまでお進みください。現地調査の結果となります。公定法による地点 A、日平均値の最高値を環境基準と比較すると、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）とも環境基準値を下回っております。

67 ページにお進みください。67 ページの下段にあります土地利用の状況となります。

1 枚おめくりください。68 ページに土地利用現況図（用途別）を示してございます。計画地周辺は緑色の独立住宅、黄色の集合住宅及び紫色の事務所建築物の立地割合が高い地域となっております。その他、教育文化施設、供給処理施設——芝浦水再生センターですけれども——等の土地利用が見受けられます。

では、74 ページをご覧ください。こちらが主な公共公益施設の分布状況となっております。計画地及び周辺の学校、病院等の分布状況を示してございます。

それでは、82 ページまでお進みください。予測となります。

予測事項としては、工事の施行中、工事の完了後、それぞれに掲げる事項 5 項目となっております。

予測の対象時点ですが、工事の施行中、建設機械の稼働に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、汚染物質排出量が最大となると予想される工事着工後 7 か月目～18 か月目の 1 年間としてございます。

工事用車両の走行に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される工事着工後 18 か月目とし、この交通量が 1 年間続くものとしてございます。

工事の完了後の以下の 3 項目につきましては、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点とし、全ての施設の供用が開始される 2024 年度としてございます。

83 ページにお進みください。予測地点です。予測地点の高さは地上 1.5m としてございます。

工事の施行中、建設機械の稼働に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、建設機械からの排出ガスの排出源高さを考慮し、最大着地濃度が予想される地点を含む範囲としてございます。

工事用車両の走行に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、工事用車両が走行する予定のルート上で、沿道の土地利用状況等を踏まえ、85 ページに示す 3 地点としてございます。85 ページ、1 枚おめくりいただきますと、こちらに示します 3 地点 (地点 1, 3～4) とし、道路端から 100m の範囲を予測範囲としてございます。

工事の完了後、関連車両の走行に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、86 ページ、1 枚おめくりいただけますでしょうか。関連車両が走行する予定のルート上で、沿道の土地利用状況等を踏まえ、86 ページに示します 5 地点とし、道路端から 100m の範囲を予測範囲としてございます。

もう一度 83 ページにお戻りいただきたいと思えます。

地下駐車場の供用に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度については、地下駐車場の排気口の排出源高さを考慮して、最大着地濃度が予想される地点を含む範囲としてございます。

熱源施設の稼働に伴う NO₂ の大気中における濃度については、熱源施設の排気口の排出源高さを考慮して、最大着地濃度が予想される地点を含む範囲としてございます。

87 ページにお進みください。予測方法となります。下図「予測手順」に示すとおり、建機

の種類や台数、気象条件などから、プルーム式、パフ式を用いて拡散計算を行うことで予測してございます。

88 ページをご覧ください。予測条件です。建設機械の種類及び台数は、建設機械の稼働による汚染物質排出量の合計が最大となる1年間の建設機械の種類及び台数とし、以下に示しますとおりにしてございます。

続きまして89 ページ、排出源の位置等になります。90 ページの仮想煙源位置図をご覧ください。建設機械は、工事の種類、作業場所に応じて、工事区域内を移動することから、仮想点煙源は、おおむね20m四方に1地点とし、ここに示すとおりに、合計138地点配置いたしております。各点煙源の排出高さは、仮囲いの高さ約3m、建設機械の代表排気管高さ約2.3m～3.1m、排気上昇高さ約3mを考慮して5mとしてございます。また、これらの建設機械が全て同時に1年間稼働する可能性は低いですが、予測は全ての建設機械が同時に稼働するものと想定してございます。

91 ページをご覧ください。工事用車両の走行に伴うNO₂及びSPMの大気中における濃度です。予測手順は、基本的な考え方は先ほどと同様です。下図に示すとおりに、ピーク時の工事用車両などから予測してございます。

95 ページまでお進みください。工事の完了後、関連車両の走行に伴うNO₂及びSPMの大気中における濃度ですが、下図の予測手順に示すとおりに、関連車両などから予測してございます。

関連車両についてですが、96 ページをご覧ください。中段にあります表8.1-26、工事完了後の将来交通量等を示しております。この表の下段に、関連車両の算定において、別事業になりますけれども、新駅の関連車両は、本事業で整備する交通広場を利用する計画であることから、本事業の関連車両の一部とみなして集計してございます。

98 ページにお進みください。地下駐車場の供用に伴うNO₂及びSPMの大気中における濃度です。下図の「予測手順」に示すとおりに、地下駐車場利用台数等から予測してございます。

102 ページまでお進みください。熱源施設の稼働に伴うNO₂の大気中における濃度です。下図の「予測手順」に示すとおりに、熱源施設の諸元等から予測してございます。

103 ページ、右のページをご覧ください。103 ページに、表8.1-30に熱源施設の仕様及び排出条件を示しておりますけれども、この表に示すとおりに、熱源は、冷温水発生機、ボイラー、コージェネレーション等となっております。

104 ページにお進みください。予測結果となりますが、予測結果につきましては評価とあ

わせて御説明いたします。

116 ページまでお進みください。環境保全のための措置です。

工事の施行中、予測に反映した措置ですけれども、仮囲い（高さ 3m）を設置し、排出ガス対策型建設機械（第 2 次基準値適合）を使用する。

予測に反映しなかった措置ですけれども、⑩番をご覧ください。工事の実施に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避ける等効率的な稼働を図る。それから、⑫番ですけれども、最新の排出ガス対策型建設機械（第 3 次基準値適合相当の建設機械）をできる限り使用するとしてございます。

117 ページ、工事の完了後、予測に反映した措置ですけれども、ボイラーは低 NOx 型の機器を採用することにより、熱源施設からの窒素酸化物排出濃度の低減に努める。

予測に反映しなかった措置ですけれども、公共交通機関の利用や、荷捌き車両等の管理用車両の効率的な運用及び台数の低減、駐車場内におけるアイドリングストップの励行等、影響低減に努める等でございます。

118 ページにお進みください。評価になります。

119 ページをご覧ください。工事の施行中、建設機械の稼働に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度です。

105 ページにお戻りいただけますでしょうか。105 ページの図は、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素（NO₂）の予測結果となっております。凡例にございますように、中央に計画地、工事区域となっております。最大値が赤色の丸で示してございます。こちらは、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の寄与濃度を示してございます。最大着地濃度は 3 街区、工事区域西側境界付近に出現し、数値としましては 0.01999ppm となっております。これにバックグラウンド濃度を加えると、0.04299ppm となります。

1 枚おめくりいただきまして、106 ページをご覧ください。106 ページの図ですけれども、建設機械の稼働に伴う SPM の予測結果となっております。こちら中央に計画地、最大値につきましては赤色の丸で示してございます。こちらが SPM の寄与濃度を示してございまして、最大値は 0.0064 mg/m³ でございます。これにバックグラウンド濃度を加えると、0.0244 mg/m³ となります。

119 ページにお戻りください。評価になります。年平均値から日平均値への変換結果は、下にあります表 8.1-36 に示すとおりとなっております。

二酸化窒素については、工事の施行中の将来濃度は最大 0.068ppm で、環境基準値を上回り、寄与率は 46.5%でございます。

浮遊粒子状物質（SPM）については、工事施行中の将来濃度は最大 0.060 mg/m³ で、環境基準を満足し、寄与率は 26.2%でございます。

なお、工事の実施に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避ける等効率的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等、さらなる影響の低減に努める。

以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への寄与度は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は軽減されるものと考察してございます。

120 ページをご覧ください。工事用車両の走行に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度です。

二酸化窒素（NO₂）については、工事の施行中の将来濃度は 0.046ppm～0.049ppm であり、環境基準を満足し、寄与率は 1.2%～2%でございます。

SPM については、工事の施行中の将来濃度は全ての地点で 0.043 mg/m³ であり、環境基準を満足し、寄与率は 0.1%でございます。

以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいものと考察してございます。

121 ページ、工事の完了後、関連車両の走行に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度です。

NO₂ については、工事の完了後の将来濃度は幹線道路で 0.045ppm～0.047ppm、支線道路で 0.044ppm～0.045ppm であり、環境基準を満足し、寄与率は幹線道路で 0.4%～0.6%、支線道路で 0.1%未満～0.8%でございます。

SPM については、工事の完了後の将来濃度は全ての地点で 0.043 mg/m³ であり、環境基準を満足し、寄与率は幹線道路、支線道路とも 0.1 未満～0.1%でございます。

以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいものと考察してございます。

続きまして、123 ページをご覧ください。地下駐車場の供用に伴う NO₂ 及び SPM の大気中における濃度です。

NO₂ については、工事の完了後の将来濃度は最大で 0.044ppm で、環境基準を満足し、寄与

率は0.4%でございます。

SPMについては、工事の完了後の将来濃度は最大0.043 mg/m³で、環境基準を満足し、寄与率は0.1%でございます。

以上のことから、地下駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいものと考察してございます。

124 ページにお進みください。熱源施設の稼働に伴うNO₂の大気中における濃度です。

NO₂については、工事完了後の将来濃度は最大0.044ppmで、環境基準を満足し、寄与率は0.4%でございます。

以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいものと考えてございます。

それでは、タブレットの資料1にお戻りいただきたいと思えます。

都民の主な意見、関係区長の意見は別紙1のとおりとなっております。

こちらが別紙1でございます。

都民の主な意見ですけれども、調査測定した場所が、坂のなだらかな部分であり、登坂時の負荷を検討していないように見受けられる。急坂での負荷データで再度検証することを求める。当事業は新駅開発事業と実質的には一まとまりの開発と捉えられることから、新駅開発事業による負荷を合わせて評価すべきである。交通量増加が及ぼす環境指標への影響についてサンプル数の少ないポイント方式ではなく、沿線で捉えるきめ細かな評価を行うほか、車両進入を減らす交通コントロールを行っていただきたいというものでございました。

関係区長の意見。

港区長から2つございます。1つ目は、建設作業に当たっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響の低減に努めてください。特に工事施工中における二酸化窒素の将来濃度については、環境基準を上回る予測評価であることから、精緻に施工計画を検討し、排出量の低減、平準化を図る対策を講じてください。2つ目、工事車両について、騒音、振動、大気汚染など周辺への影響を十分考慮するほか、主な走行ルートである第一京浜は交通量が大変多く、工事車両の待機や駐停車などにより交通渋滞が発生することが予想されるので、場内での駐車スペースの確保や適切な工事車両運行計画を検討してください。また、今後、施工計画を検討する際には、一部の工事車両の走行ルートとしている補助第13号の通行について、周辺への負荷低減を図る等の対策を講じてくださいというものでございました。

品川区長からの意見はございませんでした。

これらを踏まえまして、担当委員でございます日下委員と検討した結果、意見ありとさせ

ていただいております。

別紙2、こちらでございます。意見ですけれども、「建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること」という意見をいただいております。

意見の取り扱いについての事務局の案は、「指摘の趣旨を答申案に入れる」とさせていただいております。

説明は以上です。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。

本日、日下委員は欠席されていらっしゃいますが、事務局のとおりと伺っております。その他事務局でコメントは預かっていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 日下委員からコメントを預かってございますので、御紹介させていただきます。事後調査が通常よりも詳細に検討されることを求め、意見を付すというものでございます。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。

御質問がございましたら、委員の方、お願いいたします。

○宮越委員 港区長からの意見で、工事車両のルートについて結構具体的な意見があると思うのですが、これについては評価書案の中では該当する場所はありますでしょうか。たしか工事機械の稼働については、スケジュールについては「予測に反映しない措置」で書いてあったと思うのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 この港区長の意見につきまして、事業者のほうで対応するということで見解書の中で回答いただいております。御紹介させていただきますと、見解書の43ページの2つ目のコマになりますけれども、港区長からの意見が左に書かれております。これに対します事業者の見解ですけれども、「工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により周辺環境に配慮するとともに、工事用車両出入口付近等には交通整理員を配置するなど、周辺への影響の低減に努めます。また、工事用車両については一時的に集中しないよう、工事手順及び工程の検討・調整に努めるとともに、工事用車両の台数の削減検討や工事用車両による交通渋滞対策等を考慮した施工計画を検討します。なお、上記の工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動については、事後調査により確認します」ということで見解を

示していただいております。

○宮越委員 わかりました。

○坂本第二部会長 その他ございませんでしょうか。

○池本委員 質問というわけではないのですけれども、少し気づいた点として、予測結果のところの表が、全ての項目でそうなのですから、年平均値になっていると思うのですけれども、そのことがわかるのが、最初のフローとかを見ればわかるのですけれども、後からずっと見るとちょっとわかりにくい、最後の表を見てもわかりにくいので、例えばここに「年平均値」と書くとか、少しわかりやすく記載していただく検討をしていただくといいのかなというのを感じました。最後、評価のところ、二酸化窒素でいうと日平均値の年間98%値とか、数字を変えていくわけですが、この変わっていくところが、どっちの値がどっちなのかというのが、初めて見た人は多分わかりにくいのかなと。私、知っていても、一見ちょっと見にくく感じたので、その点を最後の評価書にするときに見やすさの観点で御検討いただけるといいのかなと感じました。以上です。

○坂本第二部会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 その辺については、区長のほうからも、常日ごろからわかりやすい図書にということがありますので、今の意見を参考に事業者のほうと評価書案のほうに反映していくよう検討してまいりたいと思います。

○坂本第二部会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございませんようですので、大気汚染につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということにしたいと思います。

次に、悪臭について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、お手元のタブレット、第二部会資料、資料 1-2。環境影響評価項目、悪臭となります。

現況調査、予測、環境保全のための措置、評価につきましては、評価書案の図書にて御説明させていただきます。

それでは、先ほどの大気汚染の次の項目になりますけれども、125 ページをご覧くださいと思います。

悪臭、現況調査でございます。悪臭の現況調査の調査事項及び選択理由は、表 8.2-1 に示すとおりとしてございます。

127 ページをご覧ください。こちらの図が臭気調査地点図となっております。現地調査は、

計画地及びその周辺の臭気の状態を把握できる地点とし、3地点で実施してございます。

128 ページにお進みください。調査結果でございます。現地調査のところをご覧ください。現地調査による臭気指数の状況は、表 8.2-3 に示すとおりとなっております。臭気指数は「10 未満」であり、調査地点の用途地域である準工業地域及び商業地域に適用される悪臭防止法の規制基準を満足してございました。

132 ページにお進みください。予測となります。

予測事項ですが、工事完了後の「バイオガス利用設備の稼働に伴う臭気」としてございます。

予測の対象時点ですが、施設の事業活動が通常の状態に達した時点としてございます。

予測地域ですけれども、現況調査の調査地域と同じとしてございます。

予測方法ですけれども、設備計画及び現況調査結果をもとに、バイオガス利用設備の稼働に伴う臭気を定性的に予測する方法としてございます。

予測条件ですけれども、バイオガス利用設備の概要のところでお説明させていただきます。バイオガス利用設備の基本フロー及び脱臭設備のイメージ図は、図 8.2-2 に示すとおりとしてございます。2 街区、3 街区、4 街区の商業施設、4 街区のホテルから発生する厨房生ごみ及び厨房排水（残渣）をバイオガス利用設備に集め、メタン発酵させてバイオガスを生成し、熱利用を行うというものでございます。

なお、厨房排水は、厨房除害設備で処理した後に残渣をバイオガス利用設備に送るとしてございます。

バイオガス利用設備の処理規模は、日量約 9.7t を予定してございます。

それでは、134 ページをご覧ください。

予測結果につきましては、評価とあわせて説明いたします。

環境保全のための措置です。

工事の完了後、予測に範囲した措置ですけれども、①、バイオガス利用設備から発生する臭気を除去するための脱臭設備を設置する。②、バイオガス利用設備からの脱臭処理後の臭気は、4 街区屋上（グラウンドから約 160m）の高所から排気し、周辺への影響に配慮する。③、各街区から 4 街区のバイオガス利用設備への運搬は、専用の運搬車両（パッカー車）で原則計画地内の地下車路を通行し、計画地周辺への臭気の拡散防止に努めるというものでございます。

予測に反映しなかった措置。①、バイオガス利用設備、脱臭設備の維持管理を適切に行う

とともに、排出ガスの臭気調査を適時行って必要に応じて適切な対応を行うことで、悪臭の発生防止に配慮する。②、関係法令に基づき、流量調整槽を適切な構造で設置し、維持管理を行うというものです。

評価でございます。本事業で計画するバイオガス利用設備は、臭気対策として、厨房生ごみは専用の運搬車両（パッカー車）により原則計画地内の地下車路を通行し、厨房排水は密閉配管にて厨房除害設備に圧送する。また、バイオガス利用設備からの臭気は、排気口で臭気指数 12 未満となる脱臭装置等を「検討」と書いてありますけれども、保全措置には「設置する」と書いております。脱臭設備の検討を行うとともに、排気口は4街区屋上（グラウンドから約 160m）に設置する。以上のことから、敷地境界線における臭気指数は 12 未満となり、評価の指標とした周辺地域の日常生活に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考察してございます。

それでは、お手元のタブレットの資料 1-2 にお戻りいただきたいと思います。

都民の主な意見は別紙のとおりです。

関係区長の意見はございませんでした。

それでは、別紙ですけれども、都民の主な意見です。このエリアは海風が吹き、高度 160m からの降下臭気が尾根筋沿いの住宅街を直撃するのではないかと思われる。排気口における脱臭装置等については設置の検討ではなく、設置決定と、その後の計測値の公表を求めるというものでございます。

これらを踏まえまして、担当委員の日下委員と検討した結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上です。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。

悪臭についても事務局のとおりと伺っております。その他事務局で日下委員からコメントは預かっておりますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 特にコメントは預かっておりません。

○坂本第二部会長 それでは、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

○柳審議会会長 細かいことなのですが、パッカー車の洗浄をやりませぬ。洗浄水、洗浄した後の排水の臭気濃度といますか、その計測は特に予測で書かれていませんけれども、通常は排出水の臭気も測定しますので、その点どうなっているのかなと思いました。

○宮田アセスメント担当課長 そちらについては現時点で確認しておりませんので、確認の

上、評価書のほうで対応したいと思います。

○柳審議会会長 はい。

○坂本第二部会長 その他ございませんでしょうか。

○池本委員 私も今同じことを考えていまして、廃棄物のところでも少し話をさせていただいたのですが、排水の話とか汚泥の話が記載されていなくて、出ていくものに関してしっかり捉えられたほうがいいのかなと意見させていただいたのですが、そこと今回の悪臭のところの記載のレベル感が大分差がある感じがして、悪臭、結構これはし尿処理施設に近いような、高濃度処理はないですけれども、中濃度処理、低濃度処理とレベルごとにしていて、廃棄物のときは小さい設備かなというイメージで持っていたのですが、ここの悪臭対策を見るとかなりがちりされているんですね。ですので、そのレベル感を少し合うようにしていったほうが全体としていいのかなと感じましたので、御配慮いただけたらと思います。以上です。

○宮田アセスメント担当課長 事業者のほうと評価書に向けて検討してまいりたいと思います。

○坂本第二部会長 その他ございますでしょうか。よろしいですか。

都民の意見で「その後の計測値の公表を求める」ということが書かれているのですが、これについても見解書で回答されているのですか。

○宮田アセスメント担当課長 見解書 39 ページに悪臭につきまして都民意見に対しまして事業者の見解が示されておりまして、この見解の一番最後の文を見ていただきますと、「工事の完了後のバイオガス利用設備からの臭気については、事後調査により確認します」ということです。

○坂本第二部会長 了解しました。ありがとうございます。

その他、特に御意見はないようですので、悪臭につきましては「意見なし」ということにしたいと思います。

次に、電波障害について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、またお手元のタブレット、第二部会資料、資料 1-3。環境影響評価項目、電波障害となります。

現況調査、予測、環境保全のための措置、評価につきましては、評価書案の図書で御説明させていただきます。

それでは、277 ページ、電波障害の事項をご覧いただきたいと思います。

まず現況調査ですけれども、電波障害の現況調査の調査事項及び選択理由は、表 8.8-1 に示すとおりとしてございます。

また、調査地域、調査方法につきましては、こちらに記載のとおりとしてございます。

279 ページにお進みください。調査結果となります。

テレビ電波の受信状況です。調査地点における各放送局の画像評価は、下にあります表 8.8-4 に示すとおり、全て「○（正常に受信）」でございました。

284 ページにお進みいただきたいと思えます。続いて予測となります。

予測事項ですけれども、工事完了後の「計画建物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害」としてございます。

予測の対象時点ですが、計画建物の工事完了後としております。

予測方法ですけれども、予測の手順は、下に示した図のとおりとしてございます。地上デジタル放送と衛星放送で途中分かれるのですけれども、地上デジタル放送の予測方法につきましては、この図の下の出典のところで書いておりますけれども、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」に準拠して行っております。衛星放送の予測方法については、※2 で示しております「建造物障害予測の手引き（改訂版）」に準拠して行っております。

それでは、286 ページにお進みください。予測結果となります。計画建物によるテレビ電波受信障害が予測される範囲です。地上デジタル放送については 287 ページということで、右のページの図をご覧くださいと思います。

遮へい障害についてですけれども、計画建物による遮へい障害予測範囲は、凡例で示しておりますけれども、広域局で示しております緑色で示されたところ、計画地から南西方向に最大距離約 220m、最大幅約 140m の地域になってございます。県域局ですけれども、こちらについてはオレンジ色の線で示されておまして、計画地から南西方向に最大距離約 3,850m、最大幅約 400m の地域と予測してございます。

衛星放送については、次ページ、288 ページをご覧ください。計画建物による遮へい障害予測範囲は、計画地から北北東～北東方向に最大距離約 200m の地域と予測してございます。障害予測範囲は、大部分が J R 線路上となっております。

では、もう一度 286 ページにお戻りください。反射障害になります。地上デジタル放送についてですけれども、東京スカイツリーからのテレビ電波は、計画建物により反射するが、デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、障害が予測されないということでございます。

それでは、289 ページにお進みください。環境保全のための措置となります。

まず、工事の施行中ですけれども、予測に反映しなかった措置。①、工事施行中に、高所に設置されるタワークレーンについては、未使用時には電波到来方向を考慮し、障害の起こりにくい方向にブームを配置する。②、計画建物の工事に起因して新たな電波障害が生じた場合には、適切な障害対策を講じる。③、地上躯体が立ち上がる前には、電波障害に関する相談窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行うというものでございます。

工事の完了後、予測に反映しなかった措置ですけれども、①、計画建物に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、速やかにケーブルテレビの活用等適切な障害対策を講じる。②、既設の共同受信施設に対して新たな電波障害が生じた場合には、ケーブルテレビの活用等適切な対策を講じる。③、電波障害の予測地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が生じた場合には、ケーブルテレビの活用等適切な対策を講じるというものでございます。

評価です。計画建物の設置により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると予測されるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合においては、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」に基づき、ケーブルテレビの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。

以上のことから、評価の指標としたテレビ電波の受信障害を起こさないことを満足するものと考察してございます。

それでは、タブレットのほうにお戻りいただきたいと思います。

都民の主な意見はございませんでした。

関係区長の意見は別紙のとおりということで、こちらになってございます。

関係区長の意見として、港区長からはございませんでした。

品川区長からは、電波障害の影響範囲には住居や学校など多くの建物があることから、障害が発生した場合には迅速に対応してください。また、予想範囲外の地点においても、本件が原因で障害が発生した場合は同様に対応してくださいというものです。

これを踏まえまして、担当委員の小林委員と検討した結果、意見なしとさせていただきます。

説明は以上です。

○坂本第二部会長 本日、小林委員も御欠席されておりますけれども、事務局でコメントはいただいていますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 特に伺ってございません。

○坂本第二部会長 それでは、電波障害に関して御質問がありましたらお願いいたします。

○池本委員 また見やすさの話になってしまうのですけれども、それが1つと、あとは結果の件で1つあったのですけれども、1つは279 ページのところを示されています表ですね、こちらの80という数字が何なのかというのを探さないといけない状態になっていますので。多分これは調査地点だと思いのです。なので、例えば資料編の中に調査地点図があるので、それを本編に入れるとか、そのようなことをしていただくのがいいのかなと。もしくは、少なくとも表の中に、80というのは調査地点数であるということがわかる記載があるほうがいいのかなということを感じました。よく読めば文章のところで書いてあるのでわかるのですけれども、そこで読み進めるのがとまってしまうのはちょっともったいないかなと感じたので、評価書にするときに御配慮いただけるといいのかなと感じました。

それと、289 ページのところ「環境保全のための措置」ということで、もしそのような御指導をされているのであったら言っていただけたらと思うのですけれども、今回、予測の対象が工事の完了後なのですが、「環境保全のための措置」のところでは工事の施行中も入っているということになっています。ですので、例えばここに入れるのであれば、予測も何らかの定性的な形ですとか、そうすると後ろと整合がとれるかなと感じるのです。前のほうでは対象としていなくて、こここのところで工事の施行中もこのような措置をするんだよというようなことを言われると、影響があるのかなのかというのを少し迷ってしまうのかなと思います。恐らくこの措置をとるということは好ましくないと思いますので、少しその前の項目のところとの、予測対象として選定するのかと入れてしまうとまたちょっと計画書のところから関係してしまうので大変だと思うのですけれども、少しそういったところの整合も考えたほうが読みやすくなるのかなということを感じました。

以上です。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。事務局のほう、御検討いただけますか。

○宮田アセスメント担当課長 わかりやすい表現ということについては対応してまいりたいと思うのですけれども、2つ目の御指摘の内容をもう一度教えていただけますでしょうか。

○池本委員 284 ページのところ、予測の対象時点としては工事の完了後とするということが記載されている。ですので、この環境影響評価書案の中で対象としている影響要因とか、

影響があると考えているところは工事の完了後ですよということは調査計画書から来て、ずっとそこで来ていると思うのですけれども、最後の「環境保全のための措置」になったときに初めて、工事の施行中もこのような措置をするんですよということが出てきています。ですので、ここで措置をするということは、影響があると考えているということになると思うのです。

○宮田アセスメント担当課長 289 ページの (ア) の①のところですか。

○池本委員 いや、(3)の工事の施行中そのものです。

○宮田アセスメント担当課長 事業者は技術指針に基づいてつくりますので、技術指針上は、284 ページに書いてありますように、予測の対象時点については、工事の完了後について予測・評価しなさいという形になっていますので、これについて、環境保全措置に書かれている施行中云々というところは、そこまでは求めていないというところはございます。ただ、工事の施行中、クレーンによって電波障害が起きる可能性もあるので、事後調査の中では、どうなっているかということを書いているところがあるので、環境保全措置のところ、そのきっかけになるような表現を書いているということで、従来そのような形で技術指針と運用の中で対応してきておりますので、今回も同じような形で表現させていただいているというところでございます。

○池本委員 わかりました。ここは予測に反映した措置としなかった措置がもし両方記載されていれば、今のようなことはもしかしたら感じなかったかもしれないです。これが全てだったので。「工事の施行中」が最後に出てきたから、どうかなと感じたのですけれども、予測に反映していない措置ですので、そういったことで整合がとれているなという理解もできるかなと、お伺いして感じていたので、参考としてお聞きいただけたらと思います。以上です。

○坂本第二部会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、電波障害につきましては、「意見なし」ということにいたしたいと思います。

それでは、本案件の項目別審議が全て終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、お手元のタブレットに本日の資料 1-4 を表示してございます。「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」に係る環境影響評価書案について (案) でございます。

第 1、審議経過です。本審議会では、平成 30 年 11 月 30 日に「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。)に

ついて諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりであるということで、このような形で審議経過を付表で整理してございます。

第2、審議結果です。本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

大気汚染ですけれども、こちらについては先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

騒音・振動です。

1、各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。

2、関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。

風環境です。本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。

廃棄物です。計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在し、かつ各街区の規模が大きいことから、街區別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。

温室効果ガスです。

1、本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加する事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。

2、環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等のさまざまな対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告す

ること。

以上でございます。

○坂本第二部会長 以上の御説明につきまして御質問、御指摘などありましたら、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

温室効果ガスの部分ですけれども、これは私が委員になる前に既に御審議があったということなのですが、温室効果ガスの1の「本事業は、C40が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加する事業である」という表現があるのですが、このC40、東京都が参加しているわけですが、この中の1つのプログラムであるクライメット・ポジティブ開発プログラムというのは、参加したいとって参加できるものではなくて、C40側が参加を申請された事業に関して認めて初めて参加できるプログラムだということですので、「日本で初めて参加する事業」ではなくて、「日本で初めて参加が認められた事業」という形で文言を修正することを提案したいと思います。

○坂本第二部会長 文言の修正の御提案ですが、よろしいですか。

○宮田アセスメント担当課長 そのようにさせていただきたいと思います。

○坂本第二部会長 では、柳会長。

○柳審議会会長 先ほど指摘した悪臭のところですが、「意見なし」といたしましたけれども、私と池本委員が指摘した点については、事務局から事業者に伝えていただき、確認をお願いしたいと思います。その結果、記載が必要だということになれば、排出水の臭気指数の予測・評価について評価書及び事後調査報告書で明らかにするようにお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、確認した上で、載せるかどうか検討してまいりたいと思います。

○坂本第二部会長 ほかにございますか。

よろしければ、文言の修正等ありますが、ただいま説明した内容で次回の総会に報告ということにしたいと思います。ありがとうございました。

○坂本第二部会長 次に、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、お手元のタブレット、第二部会審議資料、資料2-1でございます。環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について。事業名称が「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」でございます。

まず、選定した環境影響評価の項目ですけれども、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物、温室効果ガスの9項目となっております。項目についての意見がございます。後ほど説明させていただきます。

選定しなかった環境影響評価の項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の8項目でございます。これについての意見はございませんでした。

都民の意見及び周知地域区長の意見は別紙のとおりとなっております、こちらになります。意見書等の件数は、都民からの意見書はございませんでした。周知地域区長からの意見としまして、江東区長の意見がございました。

周知地域区長からの意見。江東区長の意見となります。

全般的事項につきまして、工事車両について、速度抑制・安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。公害苦情の状況については、当該事業者の廃棄物処理施設に関する情報を精査した上で、その結果を示すこと。工事施工中・完了後において、環境に影響を及ぼす事態が生じた場合は、事業者の責任において速やかに公表し、対策を講じるとともに、苦情が寄せられた場合には適切に対処することということでございます。

次から環境影響評価に係る項目となります。

大気汚染です。工事施工中は、建設機械の稼働や工事関係者車両の走行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。また、低公害型の工事用車両を採用するとともに、施設周辺及び関係道路における車両の運行管理の徹底等、環境保全のための措置を図ること。工事完了後においては、施設稼働に伴い発生する排出ガスの影響を適切に評価し、発生抑制に努めるなど周辺環境の保全に努めること。

続きまして、悪臭についてです。工事完了後の施設稼働や廃棄物の保管に伴う周辺への臭気の拡散や漏洩を適切に評価し、適正な脱臭措置を施すことで周辺への影響を最小限にするよう努めること。なお、工事施工中については、環境影響評価の対象としていないが、計画地の地歴を考慮し、土壌の掘削等に伴う悪臭発生のおそれについても予測・評価の対象とすること。

続いて、騒音・振動です。施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働や関係車両の走行による影響を適切に評価し、騒音・振動及び低周波音の発生抑制に努めること。

続いて、水質汚濁です。水質汚濁については、予測・評価項目に選定していないが、地下浸透防止措置について、より詳細な記述をすること。

土壌汚染。計画地の地歴を考慮し、既存資料調査に加え、計画地内の土壌に含まれる重金属等汚染物質を調査し、これらの結果に基づき予測・評価を行った上で、土壌汚染のおそれがある場合には、適切な措置を検討すること。

地盤です。予測項目にある掘削工事及び地下水の水位に伴う地盤沈下について、計画書では定性的に予測するとしているが、可能な限り定量的な予測・評価を行った上で、適切な措置を検討すること。

水循環についてです。掘削工事に伴う地下水の水位や、地表面流出量の変化についての予測を適切に行った上で、必要な措置を検討すること。

景観です。本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。

廃棄物です。工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみ・容器等についても予測・評価の対象とし、発生抑制や資源としての有効利用を図るための措置を検討すること。

最後、温室効果ガスです。温室効果ガスの予測・評価に当たっては、電気及び都市ガス使用量、バイオガスによる発電量に加え、再生可能エネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量を示した上で、「KOTO低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分に踏まえた事業計画とすることという意見をいただきました。

では、13 ページ、資料 2-1 に戻ります。

選定した環境影響評価の項目について、担当委員から意見がございました。大気汚染、騒音振動共通でございます。「本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること」という意見をいただいております。

こちらにつきまして若干補足させていただきたいと思っております。お手元にお配りしました図書、紫色の「環境影響評価調査計画書（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」の冊子の 20 ページをご覧くださいと思います。

本事業では、施設の能力が増強されることから、現況より搬入・搬出車両等の増加を見込

んでおります。20ページの「廃棄物等の搬入・搬出計画」において、施設更新後の車両数等について、表4.3-3「関連車両等の計画」に、既存施設における過去10年間の最大処理量に本計画における処理能力の増加分を考慮して算定しております。

なお、現在の搬入・搬出の車両数は記載されていないため、現況から施設更新後にどのくらい増加するかというところは不明確でございます。

隣の21ページをご覧いただきたいと思います。こちらが関連車両の主要走行経路になってございます。これによると、走行ルート上には病院や住宅があるということで、10という数字が書いてあるところの下に、非常に字が小さくて見づらいのですけども、この下の一角に病院とか住宅がございます。更新後の処理能力の増加によりどの程度環境影響があるか、現況と更新後の台数を踏まえ、評価書案で明らかにすることを求める意見となってございます。

説明は以上となります。

○坂本第二部会長 意見は大気汚染と騒音・振動の共通意見ですけども、まず、大気汚染を担当された日下委員からはコメントなどいただいておりますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 現況と施設供用後の台数比較を明らかにし予測・評価することを意見として付するというコメントをいただいております。

○坂本第二部会長 私の騒音・振動についても共通意見なのですけども、今かなり詳しく説明されたので、そのとおりでございますので、私のほうからは特にコメントはございません。

○宮田アセスメント担当課長 すみません、コメントが一部漏れていましたので、もう一度言い直させていただきたいと思います。

現況と施設供用後の台数比較を明らかにし予測・評価することで、台数の変化による大気汚染の影響を考慮できるということで意見を付するというコメントをいただいております。

○坂本第二部会長 騒音・振動に関しても同じような、御心配の向きがあると思うので、どれくらい影響が深刻かどうかを示してくださいという御意見ですので、そういうコメントでございます。

ほかに御質問等がございますでしょうか。

○池本委員 今日同じことばかりお話ししてしまうのですけども、やはり見やすさの観点で、事業計画の内容を理解するのが結構困難だったかなと感じました。

あと、15 ページのところのフローとかも、例えば下のほうの図で、水分は一番下の排水処理設備で好気性の処理をするのかなというような矢印があるのですけれども、ここから汚泥が出ないのかなとか、事前に少し意見をさせていただいたのですけれども、そういった疑問に思うところが出てきたり、ちょっとわかりにくいかなと。今見ますと、矢印の色も凡例があったほうがいいかなとか。それぞれ図の中では書かれているのかもしれないですが、全体的に複雑な部分はあると思いますので、そういったところをいかに見やすく、わかりやすくするかというところはちょっと工夫するところかなと思いますので、そういったところを努めていただけたらなと思います。

以上です。

○坂本第二部会長 わかりやすさの観点ということで御指導いただければと思います。

○宮田アセスメント担当課長 具体的に池本委員から幾つかお問い合わせもいただきましたので、その辺を踏まえて、評価書案のほうにはわかりやすい記載になるように努めてまいりたいと思います。

○坂本第二部会長 よろしくお願ひします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 質問があるのですけれども、私が不勉強でよくわかっていないだけかもしれないのですが、20 ページの(2)、(3)に関連して、船舶で搬出するものが1日1回あると書かれているのですけれども、次の22 ページの図4.3-3を見ると、それが東京港12号木材投下泊地に行くところまでは載っているのですけれども、その後、20 ページの文章を見ると、「ガット船にて管理型埋立地へと運搬される」とありまして、管理型埋立地というのはどちらにあるのか教えていただきたかったのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 管理型ということで、処分場には幾つか種類があつて、しっかりと管理するという、レベルの高い管理ということをする処理場に契約に基づいて持っていくということなので、詳しく具体的にどこの場所の何とかというところまでは聞いていませんけれども、一般的な定義で管理型処分地というところにしっかりと持って行って処分をしますというようなことの表現でございます。

○渡邊委員 わかりました。

これはまた温室効果ガスのところで発言させていただければよろしいことなのですけれども、排出量等を算定されるときにどこまで算定されているのかなと思ひまして、それで管理型処分地というのがどちらにあるのか伺いたかったのですけれども、また後ほど何かの際に

教えていただければと思います。

○坂本第二部会長 保高委員、どうぞ。

○保高委員 土壌汚染のことにに関して聞いても大丈夫なのですか。

○坂本第二部会長 はい、どうぞ。

○保高委員 この施設は下水汚泥の処理とかをやっておられると思うのですが、現在、水濁法の特設施設には該当していない、もしくは該当しているということについて情報はありますか。別に今でなくてもいいので、117 ページとかに書いている情報で、既に事業者が特設施設を持っているのであれば土壌汚染調査は必須になると思うので、そのあたりの情報をもう少し入れていただけるとありがたいなと思いました。今回答いただく必要はありません。

○坂本第二部会長 その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにはないようですので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、お手元のタブレットをご覧ください。資料 2-2 になります。「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について(案)です。

第 1、審議経過。本審議会では、平成 31 年 4 月 15 日に「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりであるということで、こちらの内容になっております。

第 2、審議結果。審議結果ですけれども、こちらについては先ほどの項目別審議の意見の内容と同じものですので、省略させていただきます。

第 3、その他。環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応することとしております。

説明は以上となります。

○坂本第二部会長 ただいまの御説明につきまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御説明いただいた内容で次回の総会に報告することといたします。

○坂本第二部会長 本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。お願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 53 分閉会)